（国土強靱化推進本部長）

第十九条　本部の長は、国土強靱化推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（国土強靱化推進副本部長）

第二十条　本部に、国土強靱化推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）及び国土交通大臣をもって充てる。

2　副本部長は、本部長の職務を助ける。

（国土強靱化推進本部員）

第二十一条　本部に、国土強靱化推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2　本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第二十二条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務）

第二十三条　本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第二十四条　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第二十五条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　雑則

（国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討）

第二十六条　政府は、大規模自然災害等への対処に係る事務の総括及び情報の集約に関する機能の強化の在り方その他の国土強靱化の推進を担う組織（本部を除く。）の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（国民の理解の増進）

第二十七条　国は、広報活動等を通じて国土強靱化に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（諸外国の理解の増進）

第二十八条　国は、国際社会における我が国の利益の増進に資するため、我が国の国土強靱化に対する諸外国の理解を深めるよう努めなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十六号

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　被害回復裁判手続
　第一節　共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例（第三条―第十一条）
　第二節　対象債権の確定手続
　　第一款　簡易確定手続
　　第一目　通則（第十二条・第十三条）
　　第二目　簡易確定手続の開始（第十四条―第二十四条）
　　第三目　簡易確定手続申立団体による通知及び公告等（第二十五条―第二十九条）
　　第四目　対象債権の確定（第三十条―第四十七条）
　　第五目　費用の負担（第四十八条・第四十九条）
　　第六目　補則（第五十条・第五十一条）
　　第二款　異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例（第五十二条―第五十五条）
　第三節　特定適格消費者団体のする仮差押え（第五十六条―第五十九条）
　第四節　補則（第六十条―第六十四条）
第三章　特定適格消費者団体
　第一節　特定適格消費者団体の認定等（第六十五条―第七十四条）
　第二節　被害回復関係業務等（第七十五条―第八十四条）
　第三節　監督（第八十五条―第八十七条）
　第四節　補則（第八十八条―第九十二条）
第四章　罰則（第九十三条―第九十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を追行することができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　消費者　個人（事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。

二　事業者　法人その他の社団又は財団及び事業を行う場合における個人をいう。

三　消費者契約　消費者と事業者との間で締結される契約（労働契約を除く。）をいう。